

住民税の「均等割」「所得割」とは？

住民税は前年1年間（1月から12月）の所得に対して課税される税金であり、原則として1月1日現在の住所地で課税されます。税額は「均等割」と「所得割」の合計額です。

「均等割」とは？

「均等割」とは、広く均等に負担していただくもので、金額は一律の税金（春日市は5,500円）

「所得割」とは？

「所得割」とは前年1年間（1月～12月）の所得をもとに計算される税金

住民税の「均等割」が非課税とは？

住民税「均等割」と「所得割」の両方が課税されていない（非課税）のことを言います。「均等割」が非課税の時は、「所得割」も非課税となります。

住民税の「均等割のみ」が課税とは？

住民税「均等割」が課税されていて、「所得割」が課税されていない（非課税）のことを言います。

住民税の「所得割」が課税されているとは？

住民税「均等割」と「所得割」の両方が課税されていることを言います。「所得割」が課税されているときは、「均等割」も課税されます。

住民税	均等割	所得割
「均等割」が非課税	非課税	非課税
「均等割のみ課税」	課税	非課税
「所得割」が課税	課税	課税